

館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年1月16日

館林地区消防組合  
管理者 多田善宏

### 館林地区消防組合条例第3号

館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年館林地区消防組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 会計年度任用職員給料表（第3条関係）

（単位：円）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800

14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700

第2条 館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第11条第1項中「この条」を「この条及び次条」に改め、同条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第11条の2 勤勉手当は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として規則で定める職員を含む。）であって、基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフル

タイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 前条第4項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

5 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

第19条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第19条の2 第11条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第15条及び第16条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の規定は、令和5年4月1日から適用する。

3 改正後の条例第11条第2項及び第19条の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 この条例による改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別で定める。

(館林地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 館林地区消防組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年館林地区消防組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2

第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第6条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。